

平成 29 年度

第 2 回水戸市柳河市民センター運営審議会



しめ飾り作り講習会

日 時 平成 30 年 2 月 23 日 (金)

午前 10 時

場 所 柳河市民センター 集会室

## 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 平成 29 年度市民センター事業報告について

(2) 平成 29 年度市民センター利用状況について

(3) 平成 30 年度市民センター定期講座募集について

(4) その他

4 閉 会

## (1) 平成 29 年度市民センター事業報告について

事業名	月 日	内 容	備 考
-----	-----	-----	-----

## 市民センター運営事業

市民センター 運営審議会	第 1 回 6/22	(1) 平成 28 年度市民センターの利用状況について (2) 平成 29 年度市民センター運営方針及び重点目標について (3) 平成 29 年度市民センター事業計画(案)について (4) その他	委員 6 名出席
	第 2 回 H30. 2/23	(1) 平成 29 年度市民センター事業報告について (2) 平成 29 年度市民センター利用状況について (3) 平成 30 年度市民センター定期講座募集について (4) その他	委員 6 名出席 予定

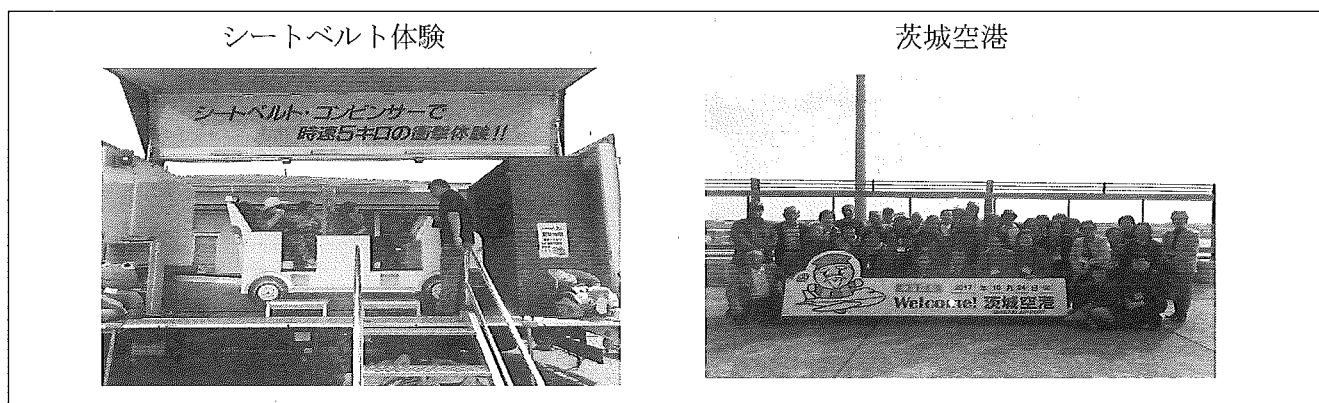
## 学習支援事業

定期講座 教室・クラブ	H29. 5 ～ H30. 3	❖ 4 教室, 14 クラブ 開設及び学習支援の実施
	4/21	合同開講式 定期講座講師紹介 ❖ クラシック演奏会 出演 ポルターモ

## 高齢者教育振興事業

柳河 高齢者学級	第 1 回 6/16	❖ 開講式 講話「甦る水戸城」 ❖ 講師 歴史文化財課	参加者 58 名
	第 2 回 7/21	❖ 交通安全教室 講話及びシートベルト体験 ❖ 講師 防災危機管理課	参加者 32 名
	第 3 回 9/15	❖ 防災について 講話「自分の身は自分で守る」 ❖ 講師 防災危機管理課	参加者 33 名
	第 4 回 10/24	❖ 移動学習 茨城空港 施設見学 タカノフーズ 施設見学	参加者 38 名
	第 5 回 11/17	❖ 閉講式 懇親会 なかがわ水遊園 まほろばの湯	参加者 36 名

事業名	月日	内容	備考
-----	----	----	----



参考資料

高齢者と子どもふれあい事業	第1回 5/27	❖ふれあいスポーツ大会 柳河小学校運動会への参加	参加者 650名
	第2回 7/7	❖七夕まつり 柳河小学校地域交流会	参加者 158名

家庭教育振興事業

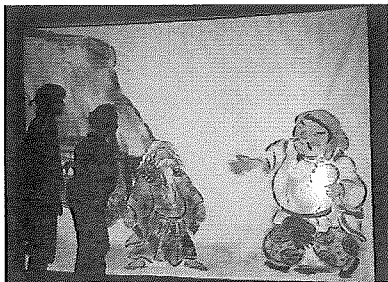
家庭教育学級	6/16	❖命の始まりと誕生の仕組み ❖赤ちゃんとふれあいタイム ❖講師 NPO 法人 水戸こどもの劇場 藤倉カホリ 平野弥生	参加者 24名
--------	------	---	---------



事業名	月日	内容	備考
-----	----	----	----

家庭教育学級	2/13	❖ 「第50回子育て広場」と家庭教育学級 コラボ シャドー劇「びんぼうがみとふくのかみ」 よみ聞かせ わらべ歌 ❖ 講師 千波桜並木 小林幸 他8名	参加 24名
--------	------	--	--------

シャドー劇



よみ聞かせ・わらべ歌



女性教育振興事業

女性教養講座	第1回 6/1	❖ 移動教室 那珂川町馬頭広重美術館・なががわ水遊園	参加者 32名
	第2回 7/14	❖ いつまでも若々しくさっそうと生きる生活術 ❖ 講師 古谷信義	参加者 32名
	第3回 9/7	❖ ポーセラーツ ❖ 講師 大澤喜代子	参加者 22名
	第4回 12/13	❖ かたづけ術 ❖ 講師 塚本英代	参加者 22名
	第5回 H30. 1/30	❖ 移動教室 森林公園（そば打ち体験）・お菓子夢工場	雪の為 中止

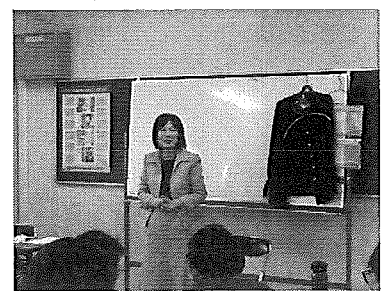
那珂川町馬頭広重美術館見学



ポーセラーツ



かたづけ術

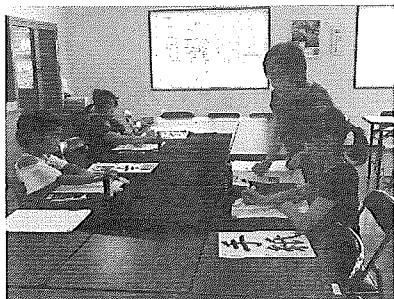


事業名	月日	内容	備考
-----	----	----	----

子ども向け事業

夏休み子ども書道教室	8/3	❖夏休み課題の書道 ❖講師 加倉井弘子 宮永真理子	参加者 10名
夏休み子ども絵画教室	8/4	❖夏休み課題の絵画 ❖講師 別所恵子	参加者 20名
夏休み子ども読書感想文教室	8/17	❖課題図書読書感想文 ❖講師 小網昇	参加者 7名

夏休み子ども書道教室



夏休み子ども絵画教室



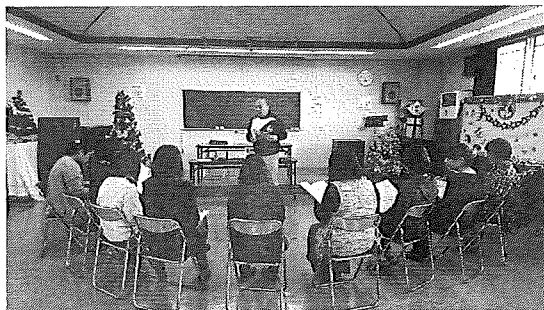
夏休み子ども読書感想文教室



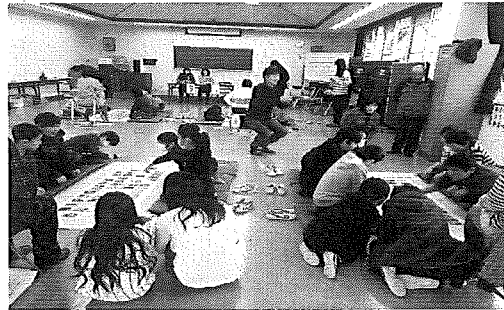
青少年教育振興事業

郷土学習会	11/26	❖水戸郷土かるた柳河学区大会審判講習会 ❖講師 柏直樹	参加者 35名
	H30 1/21	❖水戸郷土かるた柳河学区大会 (柳河学区子ども会育成連合会・住民の会生涯学習部)	参加者 50名

水戸郷土かるた柳河学区大会審判講習会



水戸郷土かるた柳河学区大会



事業名	月日	内容	備考
-----	----	----	----

生涯学習推進事業

成人教育	8/22	❖郷土史講座 講話「水戸の歴史と文化財」 ❖講師 歴史文化財課 藤尾隆志	参加者 29名
	12/20	❖しめ飾り作り講習会 ❖講師 佐藤正男	参加者 19名

柳河 ふれあいまつり	11/5	柳河小体育館 教室・クラブ・一般作品の展示 クラブの芸能発表 吹矢体験講座 柳河小校庭 模擬店・昔遊び・産直野菜・お菓子取り ゲーム・エコキャンドル・お楽しみ抽選会・グラウンドゴルフ	参加者 1,000名
---------------	------	--	------------

参考資料

地域コミュニティ関連事業

	期 日	内 容	参加者数	備 考
子育て広場	第2火曜日	子育て見守りボランティア		柳河女性会
FMぱるるん放送出演	7月4日	柳河小学校と柳河小学校PTAの 取り組みについて	1	海老澤 秀揮
	2月20日	水戸市社会福祉協議会柳河支 部の活動について	1	小貫 英雄
花苗配布	5月24日	ベコニアを7団体へ配布		住民の会生活環境部
	6月8日	カルデア・マーゴールト・アゲラムを7団体へ配布		
	平成30年 3月1日	パンジーを7団体へ配布予定		
地区花壇コンクール	6月24日	第1部門 最優秀賞 池上自治会(地区推薦) 優 秀 賞 柳河子ども会 第3部門 最優秀賞 柳河小学校(地区推薦)		住民の会生活環境部
地区内一斉清掃	7月30日	各町内会		住民の会生活環境部
	11月26日			
那珂川クリーン作戦 市民センター環境整備作業	7月2日	那珂川左岸の清掃及び市民センター 除草等作業		住民の会生活環境部
第30回グラウンドゴルフ大会	7月16日	地区内住民		住民の会スポレク部
第56回市民運動会	10月8日	優勝・青柳上 準優勝・青柳中 第3位・中河内		自治住民の会実行委員会
エンジョイヤなかわワールド	10月20日	昔遊び (けん玉・たがまわし他)	28+ 小学生40	社協柳河支部
第32回三世代交流スポーツ大会	12月10日	小学生から高齢者 ナイスボール	8	住民の会スポレク部
ふれあい食事会	11月25日	食事会・トランペット演奏 アルトサックス演奏・懐か合唱	48	社協柳河支部
第56回市民体育祭 柳河地区市民歩く会	10月22日	千歳橋～保和苑～千歳橋	中止	住民の会スポレク部
柳河ふれあいまつり	11月5日	展示・発表・模擬店・催事	1,000	自治住民の会実行委員会
第32回水戸郷土かるた 柳河学区大会	平成30年 1月20日	Aブロック(1～3年生)5チーム	52	柳河学区子ども会育成連合会
		Bブロック(4～6年生)9チーム		住民の会生涯学習部
第31回グラウンドゴルフ大会	平成30年 3月4日(予)	地区内住民		住民の会スポレク部



## (2) 平成29年度市民センター利用状況について

## ア 団体使用状況

平成29年4月～30年1月

	市民センター		社教団体		市関係		県関係		一般		合計	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員
4月	24	312	14	216	2	31	0	0	56	665	96	1,224
5月	29	335	11	167	1	14	1	3	60	707	102	1,226
6月	36	463	14	148	6	56	1	24	52	554	109	1,245
7月	33	426	11	97	2	83	2	17	56	702	104	1,325
8月	22	308	12	137	3	45	1	40	57	533	95	1,063
9月	38	539	11	142	1	15	0	0	58	623	108	1,319
10月	29	346	14	164	7	296	0	0	45	468	95	1,274
11月	33	389	10	91	4	36	0	0	63	583	110	1,099
12月	32	379	9	164	7	133	1	5	47	481	96	1,162
1月	33	360	8	125	3	179	2	30	54	564	100	1,258
合計	309	3,857	114	1,451	36	888	8	119	548	5,880	1,015	12,195
前年度	369	4,614	135	1,815	31	1,134	9	167	646	7,244	1,190	14,974

## イ 部屋別使用状況

(件)

区分 月	ホール	和室	集会室	調理室	コミュニティルーム	合計
4月	49	19	19	2	7	96
5月	52	15	26	3	6	102
6月	53	21	23	2	10	109
7月	54	19	23	4	4	104
8月	53	15	20	0	7	95
9月	56	17	23	5	7	108
10月	48	16	18	3	10	95
11月	55	16	21	8	10	110
12月	52	15	22	4	3	96
1月	50	19	22	3	6	100
合計	522	172	217	34	70	1,015
前年度	605	202	308	35	40	1,190

# 定期講座受生募集

\* \* 柳河市民センターでは皆様の生涯学習を応援いたします \* \*

**受付期間** 平成30年4月2日(月)～4月6日(金)9:00～17:00 ※ 問合せ 柳河市民センター(電話029-231-6559)

※ 定員・募集人員になり次第締め切ります。 ※ 定員に満たないときは中止になる場合もあります。

**申込方法** 直接市民センター窓口へお申込ください。 ※ 電話での受付は致しません。

**会費** 各講座の開講日に納入してください。 ※ 原則として返金なし。教材費・材料費は別途負担。

**合同開講式のお知らせ**  
平成30年4月20日(金)  
午前10:00～11:30  
柳河市民センター ホール

内容  
・講座講師紹介  
・トランペット演奏会  
出演 宮永 菜々



開催期間 平成30年5月～平成31年3月

## 教室 ～初心者対象～

講座名	開催日	時間	年費(円)	募集人員	開講日	講師名	講師のコメント
1 骨盤体操	第1・3(水)	13:00～14:30	10,000	20名	5/2	根本貴世子	骨盤まわりの筋肉をほぐし、左右の筋肉を均等に整えます。肩こり・腰痛・冷え性・尿失禁の改善にもなります。運動が苦手な方でも無理なく楽しみながら続けられます。
2 ヒモトレ&セルフリンパマッサージ	第1・3(金)	13:30～15:00	9,000	20名	5/18	古谷久生子	簡単なひもを使ったストレッチや、ひもを巻くだけで肩凝りや腰痛などを改善していきます。自分の手でできるリンパマッサージで冷えの改善もできます。
3 男の料理	第3(土)	9:30～12:30	5,000	15名	5/19	軽部知美	季節の食材で和・中・洋食などの家庭料理やおつまみなどを作ってみませんか。
4 パソコン	第1・3(水)	10:00～12:00	14,000	20名	5/16	森田 出 アシスタント1名	レハルアップを図り、ワード・エクセルやインターネットについて、より実践的な応用編を中心に楽しく学び活用しましょう。

## クラブ ～自主運営～

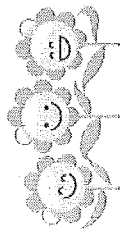
講座名	開催日	時間	年費(円)	募集人員	開講日	講師名	講師のコメント
1 太極拳	第1・3(火)	10:00～11:30	8,000	10名	5/1	海老根康夫	心を癒し体を健康にし、すがすがしい日々を味わいます。
2 季節の家庭料理	第3(木)	9:30～12:00	11,000 (材料費込)	2名	5/17	軽部知美	旬の食材で簡単に出来るお料理作り。楽しい交流と食の大切さを。
3 ヨーガ	第2・4(月)	10:00～11:30	8,000	20名	5/14	鯉沼千加子	ヨガの様々なポーズを楽しみながら、柔軟性、バランス力、筋力アップを目指しましょう。
4 手編	第1・3(火)	10:00～12:00	8,000	5名	5/1	渡辺紀美子	基礎から丁寧に教えます。
5 吹矢	第1・3(火)	13:30～15:30	10,000	10名	5/1	小堀 淳子	楽しみながら心身を鍛えられ、年齢に関係なく手軽に楽しめます。
6 卓球	第2・4(水)	9:00～12:00	3,000	1名	5/9	岩崎英行	健康維持のため、卓球を楽しみませんか。
7 グラウンドゴルフ	毎週(水・土)	13:30～16:00	3,500	30名	5/2	江幡 弘	笑顔になれる、健康になれる、交流できる、楽しいスポーツです。
8 空手道	毎週(水)	19:00～21:00	10,000 小学生5,000	5名	5/2	中山 親	小学生から高齢者の方まで女性の方も大歓迎です。空手道・古武道の基礎から教えます。
9 書道	第4(木)	10:00～12:00	10,000	10名	5/24	長山 素龍	一字一字思いを込めて書いてみてください。筆の基礎から指導します。
10 ゴルフ	毎週(木)	13:00～14:30	10,000	若干名	5/10	野上 吉永	プロの指導をゴルフ場で。コースレッスン・コンパもありです。
11 歌謡	第2・4(木)	19:00～21:00	10,000	若干名	5/10	金沢はるみ	本格的な発声方法を学びながら、演歌を楽しみませんか。
12 囲碁	毎週(金)	13:00～16:00	3,000	若干名	5/11	—	脳の運動。老化防止。仲間と囲碁を楽しみましょう。
13 孔版	第3(日)	10:00～16:00	3,000	5名	5/20	横山久義	昔のガリ版・雕字版を時代に合った用具に転用し、マイ作品(書中見舞、年賀状、コースター、ポチ袋等)を仕上げ、又のしんごを全員でとめる楽しみもあります。柳河駅そばのいほつりでは、クリスマスカード制作予定。
14 フラワーアレンジメント	第2(金)	14:00～16:00	5,000	10名	5/11	白田 美穂	季節のお花で、さまざまなアレンジメント・ブライズ・クリスマスリース・香玉などを楽しみましょう。

# 水戸市柳河市民センター利用案内

〒310-0003 水戸市柳河町673-1  
TEL・FAX 029-231-6559

市民センター 開館時間  
月～金曜日 8:30～17:15  
土曜日 8:30～12:30

市民の皆様が学習活動  
・文化活動・交流の場  
としてご利用ください。



## 部屋貸し

《使用申込み》  
使用月の前月1日から  
使用日の3日前まで  
(日・祝日の場合は翌日)  
《使用許可申請手続き》  
使用日の3日前まで  
《使用時間》  
準備・後片付け等の時  
間も含まれます。  
《夜間休日利用》  
鍵の取扱いや戸締りな  
ど責任を持って使用し  
てください。

## 図書

《利用時間》月曜日～金曜日  
8:30～17:15  
土曜日  
8:30～12:30  
※土曜日の午後・日曜・祝日・  
年末年始は休館。

《貸出期間》 15日間  
《貸出冊数》 本・雑誌  
10点まで  
紙芝居  
5点まで  
※貸出・返却は窓口で受付けます。



\*図書カードは必要ありません。  
\*図書のリクエストも受け付けます。

子育て広場  
見守りボランティア  
柳河地区女性会

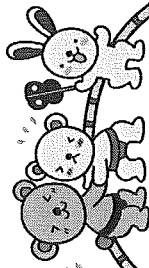
子育て中の親子が集い、  
交流できる遊び場を開放中!!  
毎月第2火曜日  
10:00～12:00  
未就園児と保護者が対象です。  
参加費は無料ですので、お気軽  
にお越しください。

## 各種講座

市民センターでは、各種講座・  
学級を開設いたします。  
詳細は、その都度回覧等で  
ご案内いたします。

一般教養講座  
女性教養講座  
家庭教育学級  
高齢者学級  
子ども教室

## いきいき健康クラブ



毎月第1月曜日  
第3月曜日  
10:00～11:30  
概ね65歳以上の方  
参加費無料  
随時募集

随時募集

## 窓口業務 (電送・収納)

☆ 月曜日～金曜日8:30～17:15 ( 昼休みも受付ます。)

土・日曜日、祝日、年末年始はお休みです。

☆ 証明の交付申請には、本人確認が必要で、身分証明書 (運転免許  
証・パスポートなど) を提示ください。

写真付き身分証明をお持ちでない場合は、保険証・年金手帳など  
複数ご提示ください。

☆ 代理人申請の場合は、委任状・印鑑(認印)・身分証明書 (免許証な  
ど)

が必要で。

☆ 印鑑登録証明の申請には、カード (印鑑登録証) を必ずご持参くだ  
さい。

## 《税金・使用料等》

市県民税 固定資産税 国民健康保険料 後期高齢者医療保険料  
介護保険料 軽自動車税 市営住宅家賃 墓地管理料  
し尿処理手数料 保育所保護者負担金 農業集落排水施設使用料  
下水道事業受益者負担金 …など

※国税・県税(自動車税等)・国民年金保険料・水道使用料  
下水道使用料は金融機関等で納付願います。

## 《諸証明書》

戸籍・除籍・原戸籍 身分証明 受理証明 住民票の写し  
住民票記載事項証明 印鑑登録証明 事業所所在証明  
軽自動車住所証明 納税証明 課税 (非課税) 証明 所得証明  
固定資産税関係証明 …など



○水戸市市民センター条例

平成21年 9月29日

水戸市条例第33号

改正 平成22年 3月24日条例第13号

平成23年 3月25日条例第9号

平成23年 7月12日条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、審議会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則 (平成22年3月24日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成23年3月25日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年7月12日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

別表 (第2条関係)

(平22条例13・平23条例9・平23条例25・一部改正)

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地

水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1765番地の3
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町1396番地の4
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目250番地の4
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市薪原1丁目9番16号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町961番地の1
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1